

学位請求論文審査報告要旨

2019年2月13日

学位請求者 井上 徹

論文題目 日本語教育の危機とその構造 —— 「1990年体制」の枠組みの中で

論文審査委員

安田 敏朗

松原 真

牲川 波都季（関西学院大学）

1. 本論文の構成

本論文は、日本語教育は順調に発展しているという文化庁の公式見解および日本語教育界の通説に反して、実は日本語教育は危機に瀕している、ということを論証するものである。具体的には、以下の6つの仮説を提示し、そのうえで、それぞれを検討（すでに先行研究で指摘されているものの整理は「仮説の確認」として、本論文の新知見の場合は「仮説の検証」として論じる）していくなかで危機の原因とその構造を複合的に示し、どのように克服していくべきかを論じている。

6つの仮説とは以下のとおりである。

仮説①：現実には大量導入しているにもかかわらず、「日本に移民労働者はいない」としているのは、日本政府が統合政策なき移民政策 —— 「1990年体制」 —— を敷いているからである。

仮説②：地域型日本語教育が移民に付与しようとしている日本語能力は「初歩的な日常会話」のレベルだが、それは移民に本来付与すべき日本語能力としては極めて不十分である。

仮説③：2013年以降、留学生が急増しているのは、国内の労働市場が逼迫し、主としてベトナム、ネパールから「留学生という名の移民労働者」が大量導入されたからである。

仮説④：日本語学校で働いている日本語教師の多くは非正規ワーキングプアで、プロたりえていない。

仮説⑤：学校型日本語教育は留学生に必要な日本語能力を十分に付与していない。

仮説⑥：「留学生30万人計画」には「表」と「裏」のふたつの側面がある。「表」は優秀な留学生を受け入れ、「高度人材」として日本で就業させることである。「裏」は人手不足に悩むサービス産業、および定員割れに悩む高等教育産業に「留学生という名の移民労働者」を大量供給することであり、こちらが主となっている。

以上の仮説を検討する（①と③が「確認」であり、残りが「検証」である）のが本論文の内容となるが、その構成は以下のとおりである。

序章 日本語教育は順調に発展しているのか——教育現場から見えてくるもの

- 第1章 「1990年体制」
 - 1.1 「1990年体制」とは
 - 1.2 移民労働者としての日系人と技能実習生
 - 1.3 外国人集住都市会議と日系ブラジル人の労働条件
 - 1.4 世界同時不況の影響
 - 1.5 日系ブラジル人の底辺化
 - 1.6 技能実習生の労働条件
 - 1.7 新自由主義政策の一環としての「1990年体制」
- 第2章 地域型日本語教育
 - 2.1 「生活者としての外国人」とは誰か
 - 2.2 ボランティア日本語教師とは誰か
 - 2.3 地域型日本語教育のカバー率
 - 2.4 地域型日本語教育はどのように運営されているのか
 - 2.5 日本語教育学会の見解
 - 2.6 文化庁の対応
 - 2.7 地域型日本語教育の形成過程
 - 2.8 地域型日本語教育は機能しているのか
 - 2.9 「やさしい日本語」は公的保障言語として適切か
 - 2.10 移民に対する第2言語教育の国際比較
 - 2.11 「1990年体制」の一環としての地域型日本語教育
- 第3章 日本語教育の「4つの信条」の問題
 - 3.1 日本語教師としてのベトナムでの経験から
 - 3.2 日本語教育の「4つの信条」とはなにか
 - 3.3 日本語教育の「4つの信条」は現場で受け入れられているのか
 - 3.4 日本語教師の「貧しさ」
 - 3.5 日本語教育の「4つの信条」のイデオロギー
 - 3.6 日本語教師はプロか
- 第4章 学校型日本語教育
 - 4.1 外国人労働者の推移
 - 4.2 留学生のアルバイト
 - 4.3 ベトナム人留学生の来日ルート
 - 4.4 ネパール人留学生の来日ルート
 - 4.5 日本での留学経費はどのくらいかかるのか
 - 4.6 日本語学校の質は担保されているのか
 - 4.7 大学および専門学校は担保されているのか
 - 4.8 日本語教育推進議員連盟およびNHKの見解
 - 4.9 「留学生という名の移民労働者」の割合
 - 4.10 「悪質」な日本語学校の割合

4.11 新植民地主義

終章 それではどうすればいいのか

2. 本論文の概要

上記仮説①～⑥を検証ないし確認した各章の要約は以下のとおりである。

第1章では、1990年に改正された「出入国管理及び難民認定法」(以下、入管法)で示された移民政策のあり方を「1990年体制」とし、それが現在に及んでいることを示す。この体制とは、単純労働移民を認めないとする日本政府の基本方針を堅持したまま、人手不足に悩む産業界の要請に応じて、単純労働移民を導入する統合政策なき移民政策である。単純労働移民はつい最近まで日系人および技能実習生であると考えられてきた。日系人は日本の基幹産業がグローバル競争に勝ちぬくためのフレキシブルな雇用調節弁として、技能実習生は日本政府の新自由主義政策によって切り捨てられた地方の零細企業や農業が生きぬくための底辺労働力として、日本の労働市場に導入されたのである。つまり「1990年体制」とは、グローバリゼーション下での日本の基幹産業の競争力回復および地方の零細企業や農業のサバイバルを意図した新自由主義政策の一環である。

第2章では、地域型日本語教育について論じる。地域型日本語教育とはボランティアが日系人や技能実習生などの移民に無償で教える日本語教育であり、「我が国で暮らす上で最低限必要とされる生活」を可能にする日本語能力を移民に付与することを目標としている。それはボランティアが週1回2時間の授業を30回、計60時間教えることによって移民が獲得できる日本語能力であるが、その目標は量的にも質的にも達成されておらず、移民への言語習得の公的保障が強く要請されている。また、「やさしい日本語」を50～100時間教えるべきだとの提唱があるが、その学習時間は移民受け入れ先進国であるEU諸国、カナダ、オーストラリアと比べると極めて少ない。この言語習得の公的保障時間の違いは移民が居住国言語のBICS (basic interpersonal communicative skills:伝達言語能力)のみを学ばばいいのか、BICSに加えCALP (cognitive/ academic language proficiency:認知・学力言語能力)も学ぶべきかの違いである。CALP獲得が移民にとって重要な意味を持つのは、CALPが移民の高等教育やホワイトカラー労働市場への社会参画に必要な不可欠だからである。したがって、地域型日本語教育が移民にCALP獲得の権利を保障しないということは、移民を二級市民にとどめおくことを意味し、そのことは「1990年体制」の一環として地域型日本語教育が機能していることを示している、とする。

第3章では、日本語教育が「4つの信条」— ①日本語教育は日本語母語話者が直接法で教えるのがベストである、②日本語教師は外国語を学ぶ必要は特にない、③日本語母語話者であれば誰でも日本語教師になれる、④外国人に日本語を教えるのははやりがいのある楽しい仕事である— というものに基づいておこなわれている、ということ、自身の日本語教師としての経験もふまえて論じていく。「4つの信条」は日本語教育の言説によって形成、流布されてきたが、日本語教師の貧困が前提とされ、かつイデオロギー(言語帝国主義)が埋め込まれており、これに基づく日本語教授法は効果的でないばかりか、日本語学校で働く日本語教師の多くがプロたりえない状況をも作り出している。日本語学校で働く日本語教師の7割が非常勤であり、サービス残業が多く、年収が、働いても食べられないワーキングプアの目安といわれる200万円ラインを下回ってい

るからである。若い非常勤職の日本語教師の離職率は高く、40～50代のパート女性がこの業界を支えているのが実情である。日本語教師は、大学の正規教員もしくは国際交流基金の専門職などの少数の例外を除き、若者がプロとしてのキャリアを積む職業ではないとする。

第4章では、地域型日本語教育に対する学校型日本語教育について論じていく。現在の日本の留学生政策は2008年に策定された「留学生30万人計画」に基づいているとされるが、この計画にはふたつの側面がある。ひとつは海外から優秀な留学生を受け入れ、「高度人材」として国内で就業させることである。もうひとつは、「留学生という名の移民労働者」を大量供給することである。これは2013年以降に急増した主としてベトナム、ネパールからの留学生の受け皿となった、教育よりも利益を優先する日本語学校が、人手不足に悩むサービス産業や定員割れに悩む高等教育機関に対して労働者を供給することである。そして、後者の側面が留学生政策の中心なのではないか、ということが検証される。文部科学省の統計によっても、大半の日本語学校が「留学生という名の移民労働者」に日本語能力試験の上位レベルであるN1やN2という日本語能力を付与していないことがあきらかになり、かれらを底辺労働者として主としてサービス産業に斡旋することで「1990年体制」の一環として機能しているとする。「1990年体制」とは移民労働者を二級市民の地位にとどめおき、可視化させない、周縁化する政策である、ということになり、「文句を日本語でいえる人材」を育てないという点で、日本語教育がこうした政策に協力してしまっているとする。周縁化する政策とは、グローバリゼーション時代の新植民地主義を背景にもつものであり、日本語教育がかつて植民地主義に協力したように、現在も新植民地主義に協力している、と厳しく指摘していく。

終章では、国内の日本語教育の目的が移民に「一定水準」の日本語能力を付与することにあるにもかかわらず、移民に「一定水準」の日本語能力を付与しないことで「1990年体制」に貢献している状況に陥っていること、すなわち「日本語教育の危機とその構造」があることを指摘する。さらに、日本語教育界においてこうした問題があることが広くは認知されていない状況にあることも指摘する。こうした危機の構造を正面から認識し真摯な議論をおこなうことの必要性を論じ、また、移民労働者の正式な受け入れとそれに伴う移民統合政策の実施、および移民に「一定水準」の日本語能力を付与することを目的とする日本語教育の新生を願って本論文を閉じる。

3. 本論文の成果と問題点

本論文の特徴は、先行研究によってすでに検証済みの言説を整理して確認した仮説と、先行研究がなくあらたに検証した仮説をくみあわせ、①グローバリゼーションと新自由主義政策・②移民政策・③留学生政策・④日本語教育という4つの領域を総合して論理的にかつ明瞭に論じているところにある。

そこから得られる結論は、「留学生30万人計画」も日本語教育（学校型、地域型を含む）も、「1990年体制」の一環であり、それもグローバリゼーションのもとの日本の新自由主義政策のなかに位置づけられる、ということである。さらにこの体制が、日系人、技能実習生、留学生という名の移民労働者を底辺労働力として日本の労働市場に大量導入しながら、かれらに移民労働者としての権利（言語学習権・人権・職業選択権・社会保障など）を認めず、むき出しの市場原理に委ねる統合政策なき移民政策であり、これが新植民地主義の様相を呈していることを示した

点も、本論文の成果のひとつといえる。

また、十分な議論がなされずに入管法が改正され、移民政策ということばはないものの、実質的には「統合政策なき移民政策」が、これまでの問題を根本的に見直すこともせず2019年4月から施行されようとしている。こうした状況は、ジャーナリズムにおいてはしばしば指摘がなされてはいるが、時事的な問題としてではなく、学術的に論じていく際のひとつの指標を示した点も評価されるべきであろう。

しかし、本論文にも以下のような問題点がある。

まず、「統合政策なき移民政策」として現状を批判しているが、あるべき「統合政策」の内実が具体的に示されていない点があげられる。もちろん、提言をおこなうのが本論文の目的ではないので、ないものねだりにはなるのであるが、学術的であると同時に時事性も兼ねそなえたものであるため、何らかの見解は要求されることと思われる。

また、日本語教育界の主流言説が「1990年体制」の構造にがんじがらめになっているものとして紹介されているが、確かにそうした側面があることは否めないものの、状況を少しでも打開していこうとする動きもあり、日本語教育界の内部をやや一面化してとらえてしまっている傾向がある。

そして、「1990年体制」に議論を収斂させているが、人びとの権利が守られず疎外されていく状況はむしろ近代特有の状況ともいえる。このようにとらえれば、「1990年体制」をまた異なる視点から分析することも可能であった。この点ともかわり、近代以降の日本語教育史のなかに位置づけるという歴史的な分析もあれば、より説得的な議論が展開できたとも思われる。

4. 結論

以上のような議論すべき点はあるものの、審査結果にかんがみ、審査員一同は、一橋大学博士(学術)の学位を授与することが適当であると考えている。

最終試験結果の要旨

2019年2月13日

学位請求者 井上徹

論文題目 日本語教育の危機とその構造 —— 「1990年体制」の枠組みの中で

論文審査委員 安田敏朗 松原真 牲川波都季（関西学院大学）

2019年1月24日、本学学位規則第8条第1項に定めるところの最終試験として、学位請求者井上徹氏の博士学位請求論文「日本語教育の危機とその構造 —— 「1990年体制」の枠組みの中で」に関する疑問点について逐一説明を求め、あわせて関連分野についても説明を求めたのに対し、井上徹氏はいずれも十分かつ適切な説明を与えた。

よって審査員一同は、一橋大学博士（学術）の学位を授与されるに必要な研究業績および学力を井上徹氏が有することを認定し、最終試験での合格を判定した。

新旧対照表

頁	行	旧	新
20	4	(出典：楠本(2007:30)から転載	(出典：楠本(2007:30)から転載)
37	10-12	拡 大 することも考えられる。	拡大することも考えられる。
38	5	技能実習制度は…	技能実習制度は〔…〕
44	9	移民先進国	移民受け入れ先進国
60	6	「やさしい日語」	「やさしい日本語」
65	24-25	オ ・リエンテーション	オリエンテーション
83	30	日本語教育省委員会	日本語教育小委員会
88	7	国内のみ	国内のみならず
92	28	次のように述べている。」	次のように述べている。
94	30	と話ししている。	と話ししている。
98	18	日本語教育振興会	日本語教育振興協会
141	1	な日本語学校」が	な日本語学校が
143	1	表 0.1 より	表 4.10.14 より
173	9	日本語教育省委員会	日本語教育小委員会
173	-	<記入もれ>	文化庁、2013、国語審議会国語分科会 日本語教育小委員会「日本語教育の推進 に向けた基本的な考え方と論点の整理 について（報告）」 http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkas_hingikai/kokugo/hokoku/pdf/suis_hin_130218.pdf【2018.8.12】